

# たき火の放置・たばこの投げ捨ては 絶対にやめましょう

岐阜市消防本部

秋から春にかけては空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。

しかし、この時期には、たき火の放置やたばこの投げ捨てによる火災が多く発生しています。次のことに気を付けて、火災を予防しましょう。

## ● たき火の放置はやめましょう！風の強い日はたき火をやめましょう！

＜たき火をする際の注意事項＞

(1)風の強い日にはたき火をしない。

風向きに注意する。

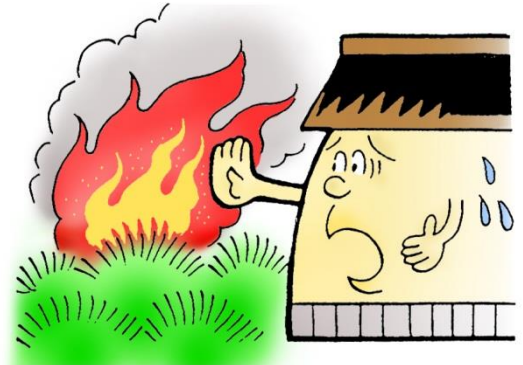
(2)少しずつ燃やす。

(3)水バケツなどの消火用具を必ず準備する。

(4)燃えつきるまで決してその場を離れない。

(燃えつきたと思っても再燃する場合があります。完全に消えたか確認し、必要に応じて水をかけて消火しましょう。)

(5)煙や灰などがご近所迷惑にならないように、配慮して行いましょう。



## ● たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう！

歩行中、車の運転中に投げ捨てられた、たばこの火によって、堤防や路上の枯草、山林などに燃え移り、燃え広がる火災が多く発生しています。

たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう！

## ● 廃棄物の野外での焼却(野焼き)は法律により禁止されています

廃棄物の焼却(ドラム缶・ブロック囲い等を含む)は、一部の例外を除き、禁止されています。(違反者には罰則が科せられます。)

＜例外とされる行為＞

(1)河川管理のために伐採した草木の焼却

(2)災害時の応急対策、凍霜害防止のための稲わらの焼却など

(3)農業等においてやむを得ないものとして行われる焼き畑、もみ殻、下枝の焼却など

(4)しめ縄、門松を燃やす左義長など

(5)たき火(落ち葉)、キャンプファイヤーなど

例外とされる行為に該当する場合でも、苦情等があれば焼却を中止してください。

※廃棄物の処理について不明な点がある場合は、市役所の廃棄物担当課へお問い合わせください。

＜岐阜市消防本部＞

岐阜中消防署 058-262-7165

岐阜北消防署 058-231-5308

山県消防署 0581-22-0119

予防課

058-262-7163

岐阜南消防署 058-272-2012

瑞穂消防署 058-327-0119

本巣消防署 058-324-0119